

日本国外赴任規程

第 1 章 総則

この規定は、就業規則に基づき、海外勤務を命じられた社員(以下、「海外勤務者」という)に関する取扱いについて定めたものである。

(定義)

第 1 条

この規定において海外勤務者とは、原則として日本国外の勤務先に 2 ヶ月以上の勤務を命じられた社員をいう。

(勤務先)

第 2 条

勤務先は、株式会社ケイトオブ東京（以下、「会社」という）が指定した勤務地をいう。

(所属)

第 3 条

海外勤務者の海外勤務中の所属は海外事業部とする。

(勤務期間)

第 4 条

海外での勤務期間は原則として 3 年以内とする。

2. 前項の規定にかかわらず、業務上の必要に応じて海外での勤務期間を短縮または延長することがある。

(勤続年数)

第 5 条

海外勤務期間は、会社の勤続年数に算入する。

(赴任・帰任)

第 6 条

会社は、旅券・査証取得や渡航前健康診断及び予防接種等、渡航に必要な手続きのため、海外勤務者に対し必要な措置を命じることができる。海外勤務者は、会社の指示に従い速やかに所定の手続きを完了しなければならない。

2. 帰国を命ぜられた海外勤務者は、所定の期間内に事務引続きを完了し、帰国しなければならない。

(扶養家族帯同)

第 7 条

海外勤務者は、会社の許可を得て、扶養家族を帯同または呼び寄せることができる。

2. 前項の家族帯同時期は、原則として本人赴任 3 か月経過後以降とする。但し、会社がこれを認めた場合は本人が希望する時期とする。

3. 前項において、帯同または呼び寄せをできる家族は、原則として配偶者及び扶養している 18 歳未満の子とする。但し、特別の事情があり会社が認めた場合は、その他の家族についても帯同または呼び寄せをできることがある。

(予防接種)

第 8 条

海外勤務者及びその帯同家族は、赴任前に会社が必要と認めた予防接種を受けるものとする。その費用は会社の負担とする。

2. 健康診断の結果、赴任地での業務、生活等に耐えられないと会社が判断した場合は、赴任または帯同を認めないことがある。

(語学研修)

第 9 条

海外勤務者が語学研修を受講する場合は、その費用は会社の負担とする。

(基本的心得)

第 10 条

海外勤務者は、海外勤務地の法令を遵守し、会社の指示命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに職場の秩序に努めなければならない。

(遵守事項)

第 11 条

海外勤務者は、就業規則の服務規律と併せて次の点に留意して勤務しなければならない。

- (1) 会社の信用と名誉を維持・向上させることに努め、いやくも会社の信用と名誉を傷つける言動をしないこと。
- (2) 勤務する国の法律を遵守すること。
- (3) 勤務中は職務に専念し、みだりに勤務の場所を離れないこと。

- (4) 安全・衛生に十分留意のうえ、危険な行動を慎むこと。
- (5) 健康管理に留意のうえ、自己管理を徹底すること。
- (6) トラブルや異常事態等が生じた場合は、速やかに会社に報告のうえ、会社からの指示に従うこと。
- (7) 現地採用の従業員との人間関係に配慮し、協調性をもって業務の遂行につとめること。
- (8) その地位を利用して、関係者から個人的に経済的利益を得たり、経済的利益の提供を求めたりしないこと。
- (9) 公私混同をしないこと。公私のけじめをはっきりとつけること。
- (10) 会社と密接に連絡をとりながら業務を遂行すること。

第 2 章 労働時間・休日・休暇等

(労働条件)

第 12 条

海外勤務者は、海外勤務地の法令及び、服務規律、労働時間・休日・休暇等の労働条件に従い勤務するものとする。

(休暇の種類)

第 13 条

海外勤務者の休暇は次の通りとする。

(1) 年次有給休暇

日本国内における付与日数と同一日数とする。

(2) 赴任着任休暇

海外勤務者に対し、着任地への移動日を含め 3 日間の赴任着任休暇を与える。

但し、当該休暇中に着任地への移動を完了することとする。

(3) 帰任休暇

海外勤務者が任期を終了して日本に帰国したときは 3 日間の帰任休暇を与える。

(一時帰国)

第 14 条

独身者及び家族を帯同している者で、赴任後 2 年を経過しさらに 1 年以上海外勤務が予定される者については、2 年間に付き 1 回、往復の所要日数を除いて 1 週間以内の一時帰国を認める。この場合、帯同家族を同伴することができる。

2. 単身赴任者で、赴任後 1 年を経過しさらに 1 年以上海外勤務が予定される者については、1 年間に付き 1 回、往復の所定日数を除いて 5 日以内の一時帰国を認める。

3. 前第 1 項及び第 2 項において一時帰国中の休暇については年次有給休暇を取得するものとする。

4. 業務出張のために帰国し、帰国中に 3 日以上年次有給休暇を取得したときは、一時帰国したものとみなす。

(慶弔一時帰国)

第 15 条

海外勤務者及びその帯同家族が次の事由に該当した場合は、一時帰国を認めそれぞれ特別休暇を与える。特別休暇日数には往復の所定日数は含まないものとする。

- | | |
|---------------------------------|----------|
| (1) 海外勤務者本人及び配偶者の一親等内の親族が死亡したとき | 5 日 |
| (2) その他特別な事情により会社が必要と認めたとき | 会社が認めた日数 |

(一時帰国の旅費)

第 16 条

海外勤務者及び帯同家族が本規定第 14 条に規定する休暇制度を利用して一時帰国する場合は、赴任地から日本国内の自宅までの往復交通費については、原則として最も経済的かつ合理的な方法及び経路によるものについて、その実費を支給する。但し、旅程中における日当、宿泊費は原則として支給しない。

(家族の一時呼び寄せ)

第 17 条

配偶者及び扶養している子を有するものが単身赴任し、赴任先での勤務期間が 1 年を経過し、さらに 1 年以上の海外勤務が予定される者については、1 年に 1 回に限り配偶者及び扶養している子を呼び寄せることができる。

2. 前項において呼び寄せることができる日数は、往復の所要日数を含め 2 週間以内とする。

3. 往復交通費及び宿泊費については、原則として最も経済的かつ合理的な方法及び経路によるものについて、その実費を支給する。旅費については、出張旅費規程を準用する。

(私用出国休暇)

第 18 条

海外勤務者がやむを得ない事由により私用で赴任国を出国しようとする場合には、休暇申請書にその理由を明記し、会社の許可を得なければならない。但し、この場合の旅費はすべて海外勤務者本人が負担する。なお往復の所要日数を含め私用出国休暇については年次有給休暇を取得するものとする。

第 3 章 赴任・帰任旅費

(赴任旅費)

第 19 条

海外勤務者が赴任のため日本を出発する日から任地に到着する日までの期間、及び帰任のため任地を出発する日から日本に到着する日までの期間の旅費については、出張旅費規程を準用する。

2. 前項において、帯同する家族については、海外勤務者の資格に準じて交通費及び宿泊費の実費を支給する。

(荷造運送費)

第 20 条

海外勤務者の赴任又は帰任に伴う荷物の発送における所要輸送費は、次の範囲内で会社がその実費を負担する。

- (1) 運送は原則として船便とする。但し、緊急を要する場合で会社が認めたときは航空便を利用できる。
- (2) 荷物は赴任先での日常生活必需品に限ることとし、自動車・バイク・ピアノ・動植物等の輸送費は自己負担とする。

(支度金)

第 21 条

海外勤務者が赴任又は帰任するときは、次の基準により支度金を支給する。但し、支度金を以前に支給した赴任又は帰任と同一性があると会社が判断した場合は支給しない。

- (1) 赴任の場合 日本国内給与の基本給の 0.5 か月分とする。
- (2) 帰任の場合 日本国内給与の基本給の 0.25 か月分とする。

第 4 章 給与

(給与)

第 22 条

海外勤務者の給与体系は次のとおりとし、現地通貨及び円貨の支給割合については会社と海外勤務者で相談の上決定する。

(1) 海外給与

原則として、海外駐在者の当年度の日本国内基本給から税金及び社会保険料相当額を差し引いた手取り相当額を基準とし赴任先毎に定める生計費指数を乗じて会社が決定する。

生計費指数

赴任地	指数

New York	110%
Los Angeles	110%
Singapore	105%
香港	105%
上海	100%
台湾	100%

(2) 国内給与

日本国内の社会保険料が発生する場合の社会保険料の本人負担額の補填を支給する。

(3) ハードシップ手当

海外勤務者に対し、別途定める発展途上国の地域区分に応じてハードシップ手当を支給する。

(4) 子女教育手当

海外勤務者の子女が教育を受ける場合その費用を次の表の通りとする。

対象者	対象校	補助範囲			
		入学金	授業料	教材費	通学費
未就学	会社と別途協議				
小学生	日本人学校	全額	全額	全額	全額
中学生	または会社が	全額	全額	全額	全額
高校生	認めた学校	全額	全額	全額	全額
大学生	対象外	---	---	---	---

(5) 現地社会保険・税金手当

現地での所得税、住民税、社会保険料などの補填手当を実費で補填を支給する。

(6) 海外赴任手当

赴任地域毎に会社が定める金額を支給する。

赴任地	海外赴任手当

New York	¥90,000
Los Angeles	¥80,000
Singapore	¥70,000
香港	¥70,000
上海	¥60,000
台湾	¥50,000

第 5 章 福利厚生

(医療保険)

第 23 条

海外勤務者及びその帯同家族は、会社が用意する海外旅行損害保険等を利用することにより海外勤務地での医療に備えるものとする。なお、海外旅行損害保険等の保険料は会社が全額負担する。

2. 海外勤務地の法令の定めより加入が必要な医療保険の保険料は全額会社が負担する。但し社会保障協定等により加入が免除される場合は、その定めに従う。

(医療費)

第 24 条

海外でかかった医療費のうち、保険による補償を超過した額及び医療保険適用外の治療費は原則として会社で全額負担する。ただし日本の公的医療保険適用外の治療費は自己負担とする。

2. 前項により医療費を会社が全額負担した後で国内医療保険等から医療費の還付を受けたときは、還付された額を会社に返納しなければならない。

(社会保険)

第 25 条

海外勤務者の厚生年金保険・健康保険・雇用保険等の社会保険については、会社において継続加入する。保険料の自己負担分は国内給与から控除する。

(労働災害補償)

第 26 条

海外勤務者に関しては、会社は労災保険について、原則として労働者災害補償保険法に従い海外派遣者特別加入制度に加入する。

(健康診断)

第 27 条

海外勤務者は赴任前、帰任後、及び海外勤務期間中年 1 回、会社が定める検査項目について健康診断を受け、その結果を会社に報告するものとする。健康診断の費用は全額会社が負担する。

2. 帯同家族の健康診断は、希望に応じて海外勤務者に準じた取扱いをする。

(住宅調達費及び家賃)

第 28 条

海外勤務地において住宅の調達に要する費用、帰任に伴う解約手数料等の費用については全額会社が負担する。

2. 海外勤務地において住宅の調達は、原則として会社指定の住宅とする。
3. 海外勤務地において住宅の家賃については、原則として全額会社が負担する。
4. 光熱費及び通信費は、全額個人負担とする。

(留守宅管理)

第 29 条

海外勤務者の赴任中の、日本国内の国内残置荷物、留守宅の管理費用については、会社と協議し決定する。

第 6 章 その他

(規程外事項)

第 30 条

本規程に定めのない事由が発生したときは、その都度協議して定めることとする。

附則

2018 年 9 月 1 日 施行